

令和5年度 第1回

稻城市住所整理審議会

令和6年1月29日（月）

令和5年度第1回
稻城市住所整理審議会会議録

日 時： 令和6年1月29日（月）
午前10時00分～午前11時00分
場 所： 稲城消防署 3階 講堂

出席者	1番 吉越 守	2番 川寄 啓介
	5番 大谷 衆一	6番 榎本 勝美
	7番 松本暢子	8番 小谷田 政夫
	9番 石黒 和彦	10番 吉田 啓一
	11番 佐藤 真弘	12番 鈴木 功一

事務局	都市建設部長 小澤一浩
	まちづくり再生課長 谷口賢史
	住所整理・団地再生係長 平林雄樹
	住所整理・団地再生係主事 小出珠夕

次 第

- 1 委嘱状交付
- 2 委員あいさつ
- 3 審議会制度と住所整理事業について
- 4 会長・副会長互選
- 5 報告事項
 - (1)坂浜地区の住所整理について
 - (2)矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理について

まちづくり再生
課長

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
只今より、令和5年度第1回稲城市住所整理審議会を開催いたします。
会議を進行させていただきます、まちづくり再生課長の谷口です。よろしくお願ひします。
それでは、開会に先立ちまして、都市建設部長の小澤より、一言ご挨拶を申し上げます。

都市建設部長

都市建設部長の小澤でございます。
委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より稲城市のまちづくりなどにご理解、ご協力をいただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、当市におきましては、わかりにくくなつた住所を整理する「住所整理事業」を進めており、昨年の3月には、小田良土地区画整理事業の換地処分に併せ、坂浜三・四・五丁目の一部について住所整理を実施いたしました。

本日ご報告をさせていただきます、坂浜地区につきましては、この住所整理に続き、新たに坂浜一・二丁目の住所整理を検討しておりますので、その内容について、ご報告申し上げます。

また、矢野口・東長沼・百村京王線以南地区でございますが、南山東部土地区画整理事業による都市基盤整備を進めている区域を含めた京王線より南側の地区となります。本地区では、既に報道発表もされておりますが、読売新聞東京本社、読売巨人軍、よみうりランドの3社で、水族館一体型の新GIANTS球場を中心とした「東京ジャイアンツタウン」の整備を進めており、当市といたしましても、京王線の稻城駅、よみうりランド駅の南口ロータリーの再整備などを予定しているところでございます。

本地区につきましては、このような新たなまちづくりに併せ、新町名の設定を含め、どのように住所整理を実施するのか検討しておりますので、その内容について、ご報告申し上げます。

終わりに、本日は、市からの報告案件ということでございますが、皆様方からの忌憚のないご意見などをいただきますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

まちづくり再生
課長

最初に、本日使用する資料ですが、事前にお配りした、「本日の次第、稲城市住所整理審議会資料」の2点、机上に配布させていただいた「稲城市住所整理基本方針」の3点となります。過不足等ある場合はお声掛けください。

よろしいでしょうか。

それでは次第1 委嘱状交付でございます。

今回の審議会から、人事異動により、川崎委員と吉田委員のお2人の委員が就任されました。委嘱状は、お時間の都合上、机上交付とさせていただきましたので、ご了承ください。

続きまして、次第2 委員あいさつでございます。

松本会長から時計回りの順で自己紹介をお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

(委 員 挨 捶)

まちづくり再生
課長

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

(事 務 局 挨 捶)

まちづくり再生
課長

本日は傍聴者が1名いらっしゃいます。

傍聴に関しましては、「稲城市住所整理審議会運営要領」により公開とさせていた

だきますので、よろしくお願ひします。

それでは、傍聴の方に入場していただきますので、しばらくお待ちください。

(傍聴者入場) ※ 傍聴者は途中退出

それではこれから先の会議の進行につきましては、稻城市住所整理審議会条例第5条第2項により会長が議長を務めることとなります。それでは会長、よろしくお願ひします。

会長（松本委員）

議題に入る前に定足数の確認をいたします。

本日は、中山委員と高橋委員が欠席されておりますが、委員12名のうち、10名が出席しておりますが半数を超えておりますので、稻城市住所整理審議会条例第6条第2項により、会議は成立します。

それでは議事に入ります。次第3 報告事項(1)坂浜地区の住所整理について事務局から説明をお願いします。

住所整理・団地再生係長

それでは「次第3 (1)坂浜地区の住所整理について」ご説明いたします。

坂浜地区については、稻城市住所整理地区市民検討会（坂浜地区）での検討結果について、令和2年に稻城市住所整理審議会から答申をいただいています。

主な内容は以下のとおりです。

「町区域の設定については、右図（資料スライド3）のとおりとすること。」、「住所整理の手法については、対象区域ごとに地番整理か住居表示の適切な手法で実施すること。」、「住所整理の実施は、都市基盤整備等の進捗状況を考慮しながら進めること。」の3点となっております。

昨年3月には、小田良土地区画整理事業の換地処分に併せ、地番整理による住所整理を実施しました。坂浜三・四・五丁目を新設し、若葉台公園に隣接した区域を若葉台一・四丁目へ編入いたしました。

次に、坂浜一・二丁目の住所整理についてです。

坂浜三・四・五丁目の住所整理に続き、都市基盤整備の影響を受けない坂浜一丁目及び二丁目の住所整理を実施する予定です。対象区域としては、北側は京王相模原線、西側は天神通り、南側はゴルフ場敷地界、東側は百村と坂浜の大字界に囲まれた約78ヘクタールの範囲となります。この区域は、地区画整理事業や道路拡幅等の予定が無いことから、「住居表示」による住所整理を予定しています。

ここで改めて、住居表示という手法について、確認させていただきます。

住居表示では、町の区域を「〇〇一丁目」のようにわかりやすく区切れます。区切られた「〇〇一丁目」の中を、それぞれ道路等のわかりやすいところでブロックに分け、順に親地番または街区番号を付けます。ブロックのまわりに基礎番号を設定し、建物の出入口位置がどの番号に接しているかによって住居番号を決めていく手法となっています。

住所整理には、この「住居表示」と「地番整理」の2つの手法があります。

地番整理は、バラバラになった地番を新たに順序よく振り直す方法です。住居表示と地番整理のどちらの方法も一長一短があります。稻城市では、地域の状況に応じて、最適な方法によって実施することとしています。

実際に坂浜二丁目となる範囲で、住居表示による住所整理の例（資料スライド7）をご説明いたします。現在は、坂浜字14号、15号等の小字で分かれる形となっています。一部では、同じ地番に複数の住宅が存在し、同じ住所を使用している箇所があります。

例示であり必ずしもこの通りとなるわけではありませんが、資料（スライド8）に示した箇所について、住居表示という手法で住所整理を実施した場合のイメージとなります。1つ目として、「坂浜二丁目」という形で区切り、その中を道路等で区切った箇所を街区とします。1つの街区の中で、建物の出入口がどこにあるかによって住居番号を設定します。赤丸で示した箇所について、住居表示を実施した後の住所は、

「稻城市坂浜二丁目28番地1号」となります。元の住所は「稻城市坂浜954番地」でした。ちなみに、地番は住所とは別のものとなりますが、住居表示を実施した場合、「稻城市大字坂浜字14号954番」となっているところが、「稻城市坂浜二丁目954番」となります。

繰り返しになりますが、只今お示した「～坂浜一・二丁目の場合～」につきましては、あくまでイメージであり、このとおりに整理するというわけではございません。実際には、街区や住居番号等は、現地調査等を実施の上、改めて設定します。

続いて、坂浜一・二丁目の住所整理のスケジュールでございます。

令和6年度に、住所整理説明会の開催、住所整理審議会への諮問・答申、案の公示、市議会への上程・議決を予定しております。令和7年度には、現地調査等の作業を実施し、令和8年度は、実施の告示を行い、住所変更手続き説明会の開催、住所整理の実施という流れを予定しております。あくまで現時点での予定であり、変更となる可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

報告事項 (1) 坂浜地区の住所整理については、以上となります。

会長（松本委員）

只今、説明が終わりました。

ご質問等がありましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。

石黒委員

坂浜一・二丁目ということで、都市基盤整備事業の影響を受けないということでしたが、都市計画決定で区画整理事業の区域決定がなされていたと思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

また、残りの、五・六・七・八丁目については、恐らく鶴川街道の拡幅事業が影響してくるかと思いますが、進捗状況についてお伺いしたいです。

五丁目については、坂浜一・二丁目と併せて実施しても問題ないと思いますが、そちらについてはどうお考えでしょうか。

まちづくり再生
課長

3点ご質問いただきましたので、順にご説明させていただきます。

まず、坂浜一・二丁目の区域を含むところにつきまして、区画整理の事業決定がされているのではないかというご質問です。もともとこちらの区域につきましては、東京都の区画整理事業が予定されておりました。坂浜と平尾の212haの土地区画整理事業を実施するということで当初は予定しておりました。しかしながら、平成14年度の石原都政の時代になりますが、その際に土地区画整理事業の見直しがあり、坂浜と平尾のまちづくりの懇談会を実施した中で、東京都施行の土地区画整理事業は中止になりました。それに代わる新たな手法でまちづくりを進めていくということで、先に実施した上平尾、今回実施した小田良につきましては、組合を立ち上げて土地区画整理事業を実施したというところになります。坂浜一・二丁目につきましては、東京都の土地区画整理事業が中止になりましたので、今のところ土地区画整理事業の予定はないという状況になります。

つづきまして、鶴川街道についてですが、現道が7～8mのところ20mに拡幅するということで、東京都が順次事業を進めているところでございます。細かい進捗状況は把握しておりませんが、坂浜につきましては、交差点をまず初めに改良しようというところで、交差点改良事業を東京都の方で進めていただきまして、その後道路事業ということで順次拡幅を進めていくといった状況です。北側の買収は進んでいると伺っておりますが、南側がまだ残っているということでこちらとしては認識をしております。

坂浜五丁目の区域でございますが、先ほど東京都の土地区画整理事業に代わる新たなまちづくりの手法として、上平尾や小田良の土地区画整理事業についてお伝えいたしましたが、坂浜五丁目・六丁目にかかる部分につきましても、現在土地区画整理事業を実施する方向性で勉強会を実施しているところでございますが、まだ詳細な状況が分かってございませんので、坂浜五丁目・六丁目につきましては、まだ住所整理は実施しないということにしておる状況でございます。

- 石黒委員 東京都の施行はないということですが、都市計画決定はされているということでしょうか。問題ないのであれば良いですが、解除すればよいのではないでしょうか。
- まちづくり再生 課長 おっしゃる通りでして、都市計画決定がなされた今までいいのかということで、東京都と協議をさせていただいており、小田良や上平尾の土地区画整理事業の状況を踏まえて、都市計画決定の廃止をするか否かを協議いたしましたが、現在も都市計画決定自体は残っているという状況になっております。
- 会長（松本委員） 道路の基盤があまり良くないように地図上では見えますが、大丈夫なのでしょうか。このまま住居表示を行ってしまってよいかが気になります。懇談会等で様々な意見があったと思いますが…。
- まちづくり再生 課長 実際には道路の整備状況ということですと、特に坂浜一丁目にあたる区域があまり整備されていないような状況で、どのように街区を割っていくのかということはありますが、地域の方からは新たな住居表示という手法で住所整理すること自体は特に問題ないということでいただいております。
- 実際には、坂浜一・二丁目の区域につきましても、駒沢女子大学の南側については、都市計画決定されている清水谷戸緑地がございます。そういったところも見据えて住居表示という手法で街区をどのように設定していくのかについては、今後検討していくなければならない課題とは考えておりますが、住居表示を実施すること自体は、特に問題ではないと市の方では認識しております。
- 会長（松本委員） そのほか何かご意見等はございますか。
- 大谷委員 大谷委員は、坂浜一・二丁目付近について詳しいのではないかでしょうか。
- 大谷委員 補足になるかは分からぬですが、坂浜一・二丁目の境を、鶴川街道で切らないのかは、鶴川街道の拡幅事業があるためで、絶対に動かないものを境としようということで、京王相模原線が設定されました。
- 会長（松本委員） 坂浜一・二丁目の区域内の細かい道路については、いかがですか。
- 大谷委員 区域内の道路については、農道が多くなっておりますが、市の方でも街区割りを考えるの大変だと思います。どの道路で区切れば住民の方が問題なく住めるのかが重要だと思います。例えば坂浜三丁目・四丁目については、区画が整然と並んでいるため、街区を分けることができましたが、坂浜一・二丁目に関しては、大変だと思います。昔ながらの農道を使って街区を分けていくしかないのではないかと感じます。郵便局の方は一番よく分かるのではないかでしょうか。
- 榎本委員 補足でよろしいでしょうか。
- 私は坂浜自治会長をしておりますが、今回坂浜一・二丁目に関しては、先ほど市の方からも説明があったように、開発等が進まないというような状況のため、住居表示という手法で実施するということを伺っています。坂浜三・四・五丁目については小田良地区画整理事業があるため住所整理は実施しなければなりません。また、全体についても、坂浜一～八丁目分けるということで決定していました。その流れの中で、今後の予定を見ると、令和6年度から市の方では、坂浜一・二丁目について事業を始めるということで、住居表示という手法で実施することについて異論はないと思います。その中でも、市の担当課のみで実施していくことは困難だと思いますので、専門の業者に委託することを考えた方が良いと思います。
- 現地調査後に住民説明会を実施する流れとなっていますが、その時に、簡単に了承が得られるとは言えないと思います。地域の人から反対の声が上がった場合の対応は、どのように考えているのでしょうか。

まちづくり再生
課長

私からご説明させていただきます。

やはり地域にお住まいの方がどのように感じるのかについては非常に重要だと考えております。一方で、道路があまりない箇所もございますので、どのように街区をわかるかというところも、住民の方としてはあまりイメージが湧きにくいのではないかと思います。そのため、まず令和6年度につきましては、あくまでも予定でございますが、坂浜一・二丁目をどのような街区でわければよいのか等を検討していくため、榎本委員のおっしゃられたとおり、外部のコンサル業者に委託をして検討し、住民の皆様に丁寧にご説明をさせていただいて、その状況を踏まえて今後の動き方について判断をしていかなければならぬと考えております。

会長（松本委員）

先ほどの説明の中で、令和6年度に、住所整理審議会へ諮問・答申とあったので、しっかりとした諮問がでてくるのだろうかと、少し気になったのですが、ご説明いただいたプロセスを踏むということが理解できました。

すぐに住所整理審議会へ諮問するというわけではなく、検討を重ねて、住民の方にも説明などを行った内容を住所整理審議会へ諮問するということですね。

まちづくり再生
課長

諮問をする際には、先ほどご説明したようなプロセスを踏んで諮問させていただきます。

会長（松本委員）

そのほか、ございますか。

先ほど、郵便局の方はよく分かっているのではないかという話がありましたかがいかがでしょうか。

吉田委員

郵便局としては、決められた番地が分かれれば、それに対応していくようにいたしますので、特段郵便局から提案することはございません。分かりやすければ、有難いというところです。

会長（松本委員）

元が坂浜であったところで若葉台に編入した箇所があったと思います。町名が変わると、警察や消防で勘違いする可能性があるため避けてほしいという意見を聞いたことがあります。その地域では旧町名が使えなかったという事例があったみたいですが、坂浜の場合はそのようなトラブル等は起きていないのでしょうか。緊急車両等に影響は出でていないのでしょうか。

川崎委員

問題は今のところ起きておりません。今おっしゃったとおり、緊急車両については、現在、消防署1階に緊急通信指令施設を設置しており、そこに119番が入電する形となっています。固定電話ですと、地番を特定して地図表示されるシステムを導入していますので、同じ地番を住所として複数の世帯が使っている場合には、どの住宅かまでは特定ができていませんでした。しかし、住所整理を実施すれば、ピンポイントで表示されることとなり、緊急車両としては、すぐにその場所にたどり着くことができるというメリットがありますので、住所整理を実施した方が間違いなく、良いと思います。

令和8年度に住所変更実施予定ということで、その際には、旧番地と新番地のどちらで入電しても対応ができるよう、協議をしていきたいと考えております。

石黒委員

恐らく住居表示という手法は、稲城市では初めての試みで、住民の方への十分な説明というのは必要だと思います。基本的には住所が決まれば、住所が使われて、地番はほとんど使われなくなると思いますが、何が住所で何が地番なのかという説明を十分にしていただきたいなと思います。

また、参考までに、住居表示では、建物出入口の位置によって地番を設けるという話ですが、大体何メートルかは決まっているのでしょうか。資料スライド8に行き止まり道路がありますが、開発道路など、違いがいあるのでしょうか。また、今後地番が決まったあとに、開発等によって道路ができた場合の地番の振り方などはどうなる

のでしょうか。

住所整理・団地再生係長

街区等の定め方についてですが、稻城市住所整理実施要領に定められており、何メートルという定めではなく、街区は、道路、河川、水路、鉄道その他恒久的な施設で囲まれた一団の土地をもって一街区とするというように定められています。

もう一つ、フロンテージ（間隔）についてですが、資料スライド6でいうところの住居番号では、原則として右回りに10m間隔に区切るというような定めがございます。そのほかには、境界線が一辺どのくらいか、5m未満の辺があった場合はどうするか等、原則と特殊な事例、それぞれについて定めがございます。

石黒委員

今後開発が行われて、道路が新設された場合などはどうなるのでしょうか。

住所整理・団地再生係長

住居表示実施後に街区の形状が変更になった場合の取扱いにつきましても、同じく稻城市住所整理実施要領で定められており、通り抜け道路が出来た場合、道路の中間点までそれぞれ順次番号を付けることや、街区符号は変更しないなどの定めがございます。

石黒委員

追番になってくるということでしょうか。

住所整理・団地再生係長

街区の中で分け、順次枝番号を振るという形になるかと思います。

会長（松本委員）

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、報告事項(2)矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理についてということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

住所整理・団地再生係長

報告事項2つ目といたしまして、矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理についてご報告申し上げます。

まず初めに、矢野口・東長沼・百村京王線以南地区という範囲でございますが、資料スライド12で青く表示されている、京王相模原線の南側の範囲で、矢野口・東長沼・百村の3地区にまたがった箇所となります。

こちらの矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理につきましては、令和3年10月から稻城市住所整理地区市民検討会により検討を重ねているところでございます。この地区では、矢野口・東長沼・百村の3地区の一部で構成されており、資料スライド12に示している赤い線で囲まれた区域については、南山東部土地区画整理事業が進められております。

昨年8月に、この地区に適した住所整理の方針について、住民アンケートを実施いたしました。アンケートの概要でございますが、矢野口・東長沼・百村京王線以南地区にお住まいの方、事業所の方、土地・建物をお持ちの方を対象とし、回答方法は、紙面についているはがきもしくはインターネットからの回答といたしました。期間は令和5年8月1日から令和5年8月31日までといたしました。設問については大きく2つとなります。まず、お住まいの地域はどこですかという内容が設問の1となります。東の方であればA地区、よみうりランド通りより西側で土地区画整理事業範囲の外側についてはB地区、土地区画整理事業範囲内であればC地区、土地区画整理事業範囲の外側の東長沼についてはD地区、その南側、向陽台・公園通りより北側の範囲の百村についてはE地区、向陽台・公園通りの西側の百村についてはF地区として、お住まいの地区を伺いました。

設問の2では、この地域に適した住所整理の方法はどういったものが良いか伺いました。選択肢としては5つ設けており、①は現在の大字名である矢野口・東長沼・百村を使用した形で、○丁目を設定するという選択肢になります。②～⑤については、一定の範囲で新しい町名を設定し住所整理を実施するという選択肢になっております。新しい町名を設定する範囲が②～⑤で異なっており、②は土地区画整理事業の範

囲、③は向陽台・公園通りからよみうりランド通りまで、④はJR武蔵野南線からよみうりランド通りまで、⑤はJR武蔵野南線から都県境までを範囲とする選択肢で、どれがよろしいかを伺いました。実際には、見開きで図示した形で配布いたしました。

アンケートの結果と今後の方針についてでございます。

まずアンケートの回答結果についてですが、配布数が2,842件に対し回答数が514件となり、回答率は18.09%となっております。資料スライド14の円グラフにて、それぞれの地区の回答数についてお示ししております。細かい部分ですが、うち2件は設問2未回答、うち1件は設問1・2未回答ということになっております。

先ほどもご説明いたしましたが、設問2について、①は現在の大字名を使用し住所整理を行うという選択肢で、②～⑤については新しい町名を設定し住所整理を行うという選択肢でございました。全体の結果を、現行町名案と新町名案として分けて分析したところ新町名を希望する回答が多くなりました。この結果を受け、地区市民検討会にて検討した結果、全体としては新町名を設定する方針とし、今後は新町名の範囲や名称などについて検討していくことになりました。

資料スライド15についてですが、お住まいの地域ごとの回答結果となります。A～Fの地区別に回答内容・配布数・回答率をお示ししています。

A～Fの地区別の回答を、該当の地区が新町名に入る案か、現行町名として残る案かに分けて分析した結果が、資料スライド16となります。例えばA地区では、⑤的回答のみA地区が新町名に含まれる選択肢であるため、①～④は現行町名を希望しているという考え方で分析いたしました。そのためA地区は、新町名を希望する⑤が2件、現行町名を希望する①～④が12件という結果になりました。もうひとつ例としてご説明いたしますと、真ん中に赤枠で図示された南山東部土地区画整理事業区域を範囲とするC地区については、①の現在の大字名を継承し、○丁目を設定するという選択肢のみ現行町名を希望する案となり、②～⑤に関しては新町名を希望する案として分析し、結果としては、現行町名案が30件に対し、新町名案が297件となりました。これらの結果を用いて、地区市民検討会にて検討した結果、C・D・E地区（緑色で図示された範囲）を基本として、町の境などの詳細については、検討していくということになりました。

続いて、矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理のスケジュールについてです。令和6年度に、新町名に関するアンケートを実施し、新町名と新町名の範囲を決定する予定でございます。令和6年度末から令和7年度頃を目途に、この地区的住所整理について、住所整理審議会にてご審議いただく予定となります。令和7年度以降に、市議会への上程・議決・告示、その後、現地調査等の作業、令和9年度以降に南山東部土地区画整理事業の換地処分にあわせて住所変更を実施する予定となっております。あくまでも現時点での予定であり、変更となる可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

報告事項(2)矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理については以上となります。

会長（松本委員）

ありがとうございました。

何かご質問がある方は頂戴したいと思います。

石黒委員

アンケートを2,842件配布した結果18%の回答率ということで、さらにメインである南山東部土地区画整理事業区域内のC地区を除くとほとんどが10%程度の回答率ということですが、こちらで住民の方の意見を反映したと考えているということでよろしいでしょうか。

住所整理・団地再生係長

回答率については、我々の中でも低いのではないかと考え、それも含め地区市民検討会では諂っておりました。また、8月いっぱいという期間の中で、初旬から回答の推移を観察しており、伸び悩み始めた後半には、アンケートを実施している旨のチラシを全戸に配布するなどの対応をいたしました。

この結果を含め地区市民検討会に諂ったところ、地区別の回答率はそれぞれの関心

の度合いによるものであること、回答の傾向についても地域にお住まいの委員さんが感じている傾向と同じであることなどから、地区市民検討会として方針を定めております。

会長（松本委員）

B地区を現行町名側に入れているが、合理的に考えると道路等で区切る方が将来的な影響も少ないよう思えますが、住民の方にそのままの町名が良いと言われると、そのようなところは誰がどのように決めるのでしょうか。

住所整理・団地再生係長

先ほどは、町の境などの詳細については今後検討していくとお話しした部分なのですが、住所整理としては道路等の恒久物に町の境を設定した方が良いということもあり、何箇所か細かいところについては現地の方々のご意向を伺いながら調整を行っているところでございます。

会長（松本委員）

確かに、住んでいる人の気持ちも大事ですが、住所整理などの事業は将来的な影響も考慮すべきだと思うので、ある程度合理的な部分も必要だと思います。

そこは調整を行うということですので、我々としてはそのような諮問に対し答申を行うということですね。

大谷委員がお住まいの地域については、昨年住所整理を実施いたしましたがいかがでしたか。

大谷委員

坂浜地区でも、4回開催された地区市民検討会において協議し、町名は何が良いか、手法は何が良いか等で意見が割れた経過があつたが、市が詳細な現状などを説明してくださり、意見がまとまりました。特に、坂浜一・二丁目にあたる地域では、町界町名地番整理のように土地で分かれると、境が分かりづらくなるため、住居表示が良いという意見と、道路がないから住居表示では難しいという意見などで交錯していたこともありました。

まちづくり再生課長

補足をさせていただきます。大谷委員さんがおっしゃったとおり、この地域では、矢野口・東長沼・百村の3つの地域があり、更に南山東部土地区画整理事業で新たな住民も加わっているため、地区市民検討会を20名で構成しており、現在で10回に及ぶ検討会を開催しております。その中で、市としても地形地物で分けるのが良いという案も提案しており、地区市民検討会の方もそのような意見が多くなっています。稲城駅前のD地区やE地区の周辺は道路等の地形地物で分けて、新町名を設定していくという方向性で検討しています。しかし東側については、B地区についてはある程度道路が境と見ることもできますが、この地区の南側についてはマンションが1棟建っているのみで、ポツンと現行町名が残ってしまうような形となります。そのようなことについても、地区市民検討会の方からは意見をいただいておりまして、次回の地区市民検討会にて詳細な方向性については決めますが、マンションの方には市で別にアンケートを実施したところでございます。今後は、この結果などを踏まえ詳細について検討していくこととしております。

会長（松本委員）

令和6年度は、新しい町名を決めるのですね。

予定されておりました議題は全て終了いたしましたが、何かご質問等はございますか。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回稲城市住所整理審議会を閉会いたします。